

# 令和3年度特色入試問題

《法学部》

## 小論文試験

100点満点

### (注意)

1. 問題冊子および解答冊子は係員の指示があるまで開かないこと。
2. 問題冊子は表紙のほかに12ページある。
3. 解答冊子は表紙のほかに10ページあり、そのうち「ます目」の部分が解答欄である。
4. 試験開始後、解答冊子の表紙所定欄に受験番号・氏名をはっきり記入すること。  
表紙には、これら以外のことを書いてはならない。
5. 解答はすべて解答冊子の指定された箇所に記入すること。
6. 解答に関係のないことを書いた答案は無効にすることがある。
7. 解答冊子は、どのページも切り離してはならない。
8. 問題冊子は持ち帰ること。解答冊子は持ち帰ってはならない。

課題文を読んで、以下のすべての問いに答えなさい（解答は横書き、句読点・括弧も1字分として計算する）。

問1

課題文①では、“ecological justice”の重要な要素として何が挙げられているか。400字程度で説明しなさい。

問2

課題文②および③の内容もふまえて、今後の環境政策のあり方について、あなた自身の考えを1000字程度で述べなさい。

課題文①

Having seen how environmental ethics can influence and shape the justice discourse, we can now focus on contents. What does the concept of ecological justice entail? Can it be sufficiently defined to provide guidance for the development of environmental law?

The proximity of ecocentrism to ecological sustainability provides the most promising basis for a workable theory of ecological justice. Environmental law is increasingly influenced by the concept of sustainable development. And despite the never-ending debate on how this concept could be defined, there is a worldwide consensus on some of its core ideas. These ideas form part of the concept of ecological justice. To become a truly ecological concept, justice needs to reach out into the non-human world. As we will see, the ‘missing link’ in both the sustainable development debate and the justice debate is the recognition of ecological integrity. It is not enough to care for humans living today and those living tomorrow when the natural processes that sustain life are at risk. There is a need to identify and recognise the ethical and legal importance of ecological integrity.

The famous Brundtland definition contains two ethical elements that are widely accepted as being essential to the idea of sustainable development: concern for the poor (intragenerational justice or equity); and concern for the future (intergenerational justice or equity). The concern for the poor includes all social and minority groups discriminated against by the social and economic system. Conflicts between rich and poor, white and non-white, Western lifestyle and indigenous cultures and North and South belong here. The environmental justice movement in the United States has its origins in those conflicts. The concern for the poor (social justice) represents the social dimension of ecological justice and can usefully be termed intragenerational justice. The importance for a theory of ecological justice is to determine the relationship between intragenerational and intergenerational issues as there are competing claims and priorities.

The concern for future generations is a familiar feature in international and environmental law. Since Edith Brown Weiss' influential classic text, rights and interests of future generations have been incorporated in international agreements and national legislation. The notions of 'justice for future generations' and intergenerational justice may be less familiar, but both have become increasingly popular in recent years, obviously reflecting a broader acceptance of the idea that justice spans past, present and the future. One of the issues to be discussed here is whether intergenerational justice is to be seen as an anthropocentric concept or whether it has ecocentric implications.

However, these two elements leave us with a crucial question. What do they mean with respect to the environment? If we are to share environmental goods and burdens fairly among us living today and also leave something for the future, what exactly do we preserve? The integrity of the planetary ecosystem (the 'natural stock') or our current knowledge about natural resources and ways to use them (the 'capital stock')?

For reasons of principle we are unable to determine the needs of future generations. Only more or less informed guesses are possible about the options that future generations may justifiably expect. The reasonable choice, therefore, is for a duty to pass on the integrity of the planetary ecosystem as we have inherited it (ecological integrity). Uncertainty requires precaution, and there seems no better precautionary measure than assuming that future generations would like the planetary ecosystem as bountiful as we have found it.

And yet, such an obvious duty is neither suggested by the Brundtland definition nor favoured by governments or big business. As their morality is confined to traditional social ethics, they do not consider the importance of an environmental ethic to incorporate nature or the planetary ecosystem. Instead, the standard view is that society, economy and environment are somehow of equal importance. As a result, sustainable development is perceived as a balancing act between economic, social and environmental goals, with trade-offs as a necessary outcome. There is no guidance that could ensure, for example, a preference for ecological sustainability or the needs of future generations. Without such guidance, policies may become more integrated, but they will make little difference to existing unsustainable patterns of production and consumption.

This business-as-usual approach is commonly known as 'weak sustainability'. If associated with moral obligations to the future, weak sustainability policies consider it our sovereign decision what kind of assets, 'stock' or legacy we wish to leave for future generations. It could be the 'natural stock', but it also could be its substitute, for example, the knowledge to alter the natural stock (eg, through genetic engineering). Such 'capital stock' gift to the future implies the very possibility of destroying the planet's conditions of life. We simply do not know and possibly never will.

To preserve the integrity of the planetary ecosystem is the only reliable alternative and may, in fact, be a desirable goal for most people. However, this goal needs moral and legal recognition in order to become 'internalised'. Only then will the 'weak' become the 'strong'; and thereby resolve the weaknesses of the Brundtland report's definition of sustainable development. A third element, therefore, needs to be

added to the two mentioned above: concern for the non-human natural world (interspecies justice or equality).

The concern for the non-human natural world is in the centre of environmental ethics. The question here is which idea of justice could accommodate such concerns best. As we have seen, from a liberal, anthropocentric point of view the non-human world is outside the *justitia communis*<sup>(\*)1</sup>. From an ecocentric point of view *justitia communis* includes both the human and non-human world. It may already be seen as an important step that, today, there is vivid discussion of 'justice for the non-human world' and interspecies justice. This term resembles affinities with intra- and intergenerational justice. The inclusion of an elaborate concept of interspecies issues is certainly crucial for a theory on ecological justice as distinct from mere social justice.

(中略)

At the heart of the conflict between the technocentric and the ecocentric approach lies the ambivalence<sup>(\*)2</sup> of the word sustainability which—not unlike the word 'love' or 'justice'—causes uniform agreement, yet great confusion as to what it actually means. It is widely accepted, though, that ultimately there are just two possible meanings. One starts from the argument that 'sustainability is not enough'. The concern here is that sustainability too readily denotes stasis<sup>(\*)3</sup> and equilibrium<sup>(\*)4</sup> whereas life is about change and growth. From this perspective development is the important dynamic element, making sustainable development a concept which ensures lasting economic growth and energy production or—in the words of the World Bank—simply a 'development that lasts'. Opposed to this philosophy of more-is-better lies the philosophy of different-not-more. It asks the question 'sustainability of what?'. The concern here is that sustainable development simply means to sustain the Western way of life at the expense of the poor and of future generations. To be sustained are not the economic, but the ecological conditions requiring substantial changes in economy and society. From this perspective the central issue is environmental sustainability and not development, making a concept of a sustainable society preferable, perhaps, to sustainable development.

(中略)

The importance of ecological sustainability cannot be overestimated. For example, it gives further guidance on the meaning of intragenerational justice. Concern for the poor, essentially, the support for development in the Third World, is a high priority. In fact, since the 2000 UN Millennium Goals<sup>(\*)5</sup> and the 2002 Johannesburg Summit<sup>(\*)6</sup> there has been an agreed consensus among states that eradication<sup>(\*)7</sup> of poverty and economic development in poor countries should have priority over other goals associated with sustainable development. Such priority can, however, not mean to allow unsustainable development. Ecological sustainability requires discouraging of unsustainable energy sources, for example, as opposed

to sustainable, ie renewable energy sources. The ecological integrity of planetary systems should be a benchmark for any form of development. Similarly, interspecies justice should be a benchmark for any form of ecological justice. As it implies the recognition of the intrinsic<sup>(\*)8)</sup> value of the non-human natural world, interspecies justice can be very effective in law.

The example of the law related to biotechnology can illustrate this. At the international level, biotechnology became the subject of international law through the 1992 Convention on Biological Diversity<sup>(\*)9)</sup>. Along with a general trend in recent international environmental law, the Biodiversity Convention<sup>(\*)9)</sup> takes the approach of ecosystem protection (ie protecting entire habitats rather than individual species as such). It does so by introducing (in its Preamble) an 'intrinsic value of biological diversity', in addition to 'the ecological, genetic, social, economic, scientific, educational, cultural, recreational and aesthetic values of biological diversity and its components'. This is recognition of the distinction between (ecocentric) intrinsic values and (anthropocentric) instrumental values of the environment. Article 19 of the Biodiversity Convention calls for the Contracting States to take legislative measures towards controlling biotechnological research activities. The problem is that the Convention, like most treaties, leaves the means of implementation totally to the discretion of states.

- (註) \*1 *justitia communis* 共通の正義      \*2 ambivalence 両義性  
\*3 stasis 静止      \*4 equilibrium 平衡  
\*5 the 2000 UN Millennium Goals 国連ミレニアム開発目標 (2000年採択)  
\*6 the 2002 Johannesburg Summit 持続可能な開発に関する世界首脳会議 (2002年)  
\*7 eradication 根絶      \*8 intrinsic 内発的な  
\*9 the 1992 Convention on Biological Diversity / the Biodiversity Convention 生物多様性条約 (1992年署名)

(出典) Klaus Bosselmann, "Ecological Justice and Law," in Benjamin J. Richardson and Stepan Wood (eds.), *Environmental Law for Sustainability: A Reader* (Hart Publishing, 2006), pp.150-154.

ただし、出題にあたって一部省略や改変を行った箇所がある。

(c) Benjamin J Richardson/Stepan Wood 2006, *Environmental Law for Sustainability*, Hart Publishing, an imprint of Bloomsbury Publishing Plc.

## 課題文②

「予防＝事前配慮原則」ないし「予防＝事前配慮的アプローチ」とは、たとえ原因と被害の間の科学的証明が明確な状態で存在しなくても、深刻かつ不可逆的なリスクがある場合には、事前に予防＝事前配慮的な措置をとらなければならないというものである。たとえば、1992年の国連開発環境会議で採択された「環境と開発にかんするリオデジャネイロ宣言」第15原則は、次のように規定している。

「環境を保護するため、各国はその能力に応じ、広範に予防＝事前配慮的アプローチを適用しなければならない。深刻、または不可逆的な被害が生じる恐れがある場合に、完全な科学的確実性がないということが、環境悪化防止のための費用対効果の高い諸々の措置を引き延ばす理由として用いられてはならない。」

この原則は、まず1970年代にドイツの環境政策において産声をあげ、1980年代には、酸性雨による森林破壊や旧ソヴィエト連邦のチェルノブイリ原発事故といった深刻な被害を前に、環境保全と経済発展の両立のための基本原理として確立された。やがて、1987年の「北海の保護にかんする宣言」などの国際文書や、欧州連合設立をめぐる1992年「マーストリヒト条約」、先にあげた「リオ宣言」や同年の「気候変動条約」、「生物多様性条約」、2000年「バイオセーフティにかんするカルタヘナ議定書」といった国際条約に採用され、さらにこれらの批准をきっかけにEU加盟諸国やアメリカ合衆国の国内法に組み入れられる。そして今日では、フランス憲法の環境憲章第5条、さらにはEU憲法条約草案 III-233条といった憲法文書にも明記されることとなり、その拡がりはとどまるどころを知らない。

また、その適用領域も環境法の枠を越え、遺伝子組み換え作物やBSE規制等の食品衛生、HIVや肝炎汚染の恐れのある血液製剤の規制など医事法の領域など、人間の生命や生活にかかわる広範な領域に拡がりつつある。このように予防＝事前配慮原則は、科学技術がもたらす負の効果と向かい合う際の重要な法的手立てとして、その地位を着々と固めつつある。

しかし他方では、この原則に対しては様々な批判があることも無視できない。たとえば、「予防＝事前配慮原則は「疑わしいものは一律禁止」といったゼロリスクの発想で、科学技術の発展を萎縮させ、自由な経済活動を妨げる」とか、「費用便益分析 (cost-benefit analysis) に基づく合理的選択の可能性を無視し、一般大衆の非合理的な恐れに安易に迎合する誤ったポピュリズムを招く」といった強い疑念が、産業界や学界の一部から表明されている。また、それとも関連するが、予防＝事前配慮原則の導入に積極的なEU諸国に対し、一般に、予防＝事前配慮原則の導入にかなり懐疑的な姿勢を見せているアメリカといった具合に、各国間の足並の乱れも目立つ(ちなみに、わが国では、2000年(平成12年)12月に閣議決定された第二次環境基本計画に「予防的な方策」の文言が見られるほか、2003年(平成15年)制定の食品安全基本法をめぐり、予防＝事前配慮原則をどこまで明示的に組み入れるかということが争点となっている。)

もちろん、こうした懐疑や非難もわからないわけではない。しかし、すでに見たように、リスク社会における「新たなリスク」が従来のリスクとは根本的に異なるものであるとすれば、因果関係の解明や統計データの充実を待ち、未然防止型施策が可能となるまで懐手をしているうちに、

取り返しのつかない結果となっていたという最悪のシナリオについても、真剣に受けとめなければならない。だが、さいわいなことに、すでに私たちは、予防＝事前配慮原則に対する懐疑や非難を正面から受けとめつつ、その運用可能性について検討を加える、学際的な研究成果を手している。それが、これから取りあげる 2000 年 2 月 2 日の『予防＝事前配慮原則にかんする欧州委員会報告』にほかならない。以下では、第 5 章「予防＝事前配慮原則の構成部分」と第 6 章「予防＝事前配慮原則適用にあたっての指針」を中心に、その基本的な考えを紹介し、そこから、予防＝事前配慮原則が法的責任にもたらすインパクトについて若干の考察を加えておこう。

『報告』第 5 章では、まず次のことが確認される。リスク分析は一般に、(1)リスク<sup>アセスメント</sup>評価、(2)リスク管理、(3)リスク・コミュニケーションの三段階からなるとされるが、予防＝事前配慮原則はそのうちリスク管理にかかわる法原理である。つまり、科学的不確実性が存在するため、完全なリスク評価が不可能であり、同時に、環境や人間・動物・植物の適切な保護が危機に瀕する恐れがあると決定権者が判断するとき、予防＝事前配慮原則の適用がリスク管理の一環として行われる。具体的には、まず第一に「潜在的な負の効果の同定」が行われ、第二に、そうしたリスクの「科学的評価」が行われる。第三に、そうしたリスク評価の結果が「科学的不確実性」を免れ得ないと判断されるとき、はじめて予防＝事前配慮原則の適用の条件が整う。そして、予防＝事前配慮原則の名の下で具体的にいかなる措置が採られるかにかんする決定は、積極的行動を何もとらないという選択肢も含め、当該社会における世論の行方やそこで許容され得るリスクの程度を勘案した上で、政治的に遂行される。さらに『報告』は、予防＝事前配慮原則への訴えかけが、司法的審査と結びつくような、法的効果を持つ手立てを講じることを必ずしも意味しないとも述べる。研究調査プログラムへの資金提供や、製品やサービスがもたらす有害な影響にかんする情報提供など、決定権者にはあらゆる手段を講じることが許されるのである。

このように、リスク分析と予防＝事前配慮原則との一般的な関係が確認された後、6 章「指針」では、予防＝事前配慮原則の適用の際に留意すべき 6 つの原則が提示される。

① 予防＝事前配慮原則の下に行われる措置は、望ましい保護の水準に見合ったものでなければならず、ゼロリスクをつねに目指すものであってはならない（比例性）。潜在的リスクの性格次第で、完全禁止が行き過ぎとなる場合もあれば、完全禁止しか手立てがない場合もある。

② 予防＝事前配慮原則の下に行われる措置は、同様の状況には同様の仕方を実施されなければならない。どこの国・地域の製品であるとか、どのような生産過程で作られたといった理由で恣意的判断がなされてはならない（無差別性）。

③ 予防＝事前配慮原則の下に行われる措置は、これまでに取られた同様の措置と首尾一貫したかたちで行わなければならない（一貫性）。

④ 長期・短期の両観点から、何らかの措置を行う場合と行わない場合の費用便益の検討が実施されなければならない（費用便益の検討）。だが同時に、何らかの措置の是非を、経済的な費用便益分析だけに還元してはならない。可能かつ適切と見なされる場合は、措置の是非をめぐる議論の一部に費用便益分析が含まれることは望ましいが、同時に、こうした議論はより広く様々な非経済的考慮も含むものでなければならない。他の選択肢の効果や採用可能性も考慮に入れなければならないし、一般の人々が環境や健康といった利益を保護するために自ら進んでより高い対価

を支払うのであれば、そちらを優先すべきである（『報告』は、ここに「委員会は、欧州司法裁判所の判例にしたがい、公衆衛生の保護に関連する諸々の要求は経済的な考慮よりもさらに重要であることを確認する」の一文を挿んでいる）。

⑤ こうした措置は、科学的データが不適切、不正確、不確定的であり、当該リスクがあまりにも大きすぎると考えられる限り、維持されなければならない。しかし、これは必ずしも、科学的知識の進展に合わせた措置の見直しの可能性を排除するものではない（科学的発展の検討）。

⑥ すでに欧州連合とその加盟国は、薬品・農薬・食品添加物といった特定の製品については販売前の事前承認（ポジティブ・リスト）の手續を課しているが、これはまさに科学的な立証責任を転換する一つの方法である。だが、こういった事前承認が機能するのは、アプリオリに有害と見なされる物質や、一定水準を摂取すれば有害であるとされる物質に限られる。事前承認の手續が存在しない領域では、一般の私人や消費者団体、市民、公的機関などが製品やプロセスの危険性の証明を行うことになるであろうが、予防＝事前配慮原則の名の下に行われる措置のなかには、こうした生産業者や輸入業者へと立証責任の転換が含まれている。ただ、このような義務を体系的に一般原則化することは難しく、個別的な検討が必要となる（立証責任の転換）。

以上が、『欧州委員会報告』のあらましである。では、予防＝事前配慮原則がこのような仕方で運用されるとすれば、私たちはそこから何を引き出すことができるだろうか。

まず第一に、予防＝事前配慮原則は、原因と結果の因果関係も、両者間の統計データによる確率や期待値も導きだせない潜在的リスクについてのみ、適用される。因果関係が明白であったり、統計により導き出されるリスクの値が信用できる場合は、従来の未然防止型アプローチを採用すればよいからである。『報告』は有害物質にかんする動物実験をはじめ定量的・定質的調査も推奨しているが、私たちが今日直面する「新たなリスク」においては、損害原因と想定されるものと結果発生の間非常に長いタイムラグがあるため、実験室でのデータに基づく未然防止がきわめて難しいという現実も、併せて直視しなければならない。

第二に、損害の規模と性質である。予防＝事前配慮原則が適用されるのは、個人や比較的少数が被害となる従来のリスクとは異なり、ひとたび現実化すれば一つの社会全体、あるいは地球全体に壊滅的損害をもたらす恐れもあるリスクである。現行世代では目に見えないが、将来の世代になって初めて被害が顕わになるようなリスクや、金銭的賠償や事後的施策ではもはや取り返しのつかない不可逆的リスクも、そこには含まれる。不法行為法による個別的賠償であれ、社会保障制度等による公的救済であれ、事後的・金銭的な補償という考え方は、これら新たなリスクが産み出す損害の規模と性質には馴染みにくい。予防＝事前配慮原則による措置が、危険性の検査や情報の開示のみならず、最悪の事態が想定される究極的なケースにおいては、製品の流通や事業それ自体の差止めも辞さないのはそのためである。

第三に、予防＝事前配慮原則の発想の背景には、「リスクを取る」という行為をめぐる費用対効果の意味転換を見ることができる。かつて労災や交通事故のリスクが問題となった際には、基本的に、費用便益分析に依拠して問題解決を図ればよかった。たとえば、工場操業の可否にかんする決定は、単純化すれば、工場運営による利益と労災や騒音への補償金等の損失を天秤にかけ、利益の方が多ければ操業継続、その逆なら操業停止、また、自動車等の危険な乗り物なら、社会



がそれを許容するか否かの決定は、得られる利便と事故や騒音等により失われる損失とを天秤にかけるといったように。だがこれに対し、予防＝事前配慮原則は、意思決定の段階では損失の拡がり不確定であったり、計算不可能だったりするようなリスクである。

たとえば、原子力発電所や関連施設の操業や、食品添加物の是非が問題となる際のように、専門家が実験室データに基づいて算出するリスクの数値が非常に小さく、利益の方が大きく上回るように思われても、一般の人々は万が一を考え、費用便益分析の結果よりもその極めて小さなリスクに反応するといったケースがしばしば観察される。こうした事態に直面する場合、従来なら、「一般の人々には専門的知識が欠けているので、そのリスク認知にはバイアスがある」と指摘した上で、一般の人々と専門家とのさらなるリスク・コミュニケーションの必要性を説けば、それで事足りた。たしかに、近年の行動経済学やリスク心理学が指摘するように、リスク認知には通常、一定のバイアスがあるということはもちろん重要である。だが、それと同時に、リスクの質が根底から変容したために、かつてなら合理的なリスク・テイキングと思われた行動であっても、いまでは合理的とは見なされない場合もあるということ直視しなければならない。原因と想定される物質ないしは過程と結果との間にきわめて長いタイムラグが存在すること、どこまでの波及効果を勘定に入れればよいかの線引きが難しいこと、実験室の特殊な条件下で算定された数値にはそもそも原理上の不確実性が必ずつきまとうこと等を真面目に考慮するならば、そうした数値に基づく費用便益計算の結果を盲目的に信頼することは、必ずしも合理的ではない。『報告』が「費用便益の検討」の項に「非経済的利益」にかんする考慮の必要性を書き込んだのも、短期的な「合理的選択 rational choice」を超えた、一般の人々の長期的な「道理性 reasonableness」を想定するからではなかろうか。

第四に、専門家の役割の変質、決定参加者の拡大である。すでに検討したように、かつては、因果関係や統計学的な確率の解明により事業・製品・実践がもたらす帰結を保障する専門家が、事実上、様々な施策の決定権者となっていた。しかし、予防＝事前配慮原則が向かい合う新たなリスクにかんしては、こうした期待は彼ら自身にとっても重すぎるのではないだろうか。もしも専門的な知識をもってしてもこうしたリスクの帰結の予見は原理上困難であるとすれば、その決定権限は、当該の潜在的リスクの影響を受ける可能性のある全ての関係者＝ステイク・ホルダーにまで拡大せざるを得ない。こうして、国や国際社会のレベルから地方公共団体や住民活動のミクロ政治にいたる、様々な水準での熟議民主主義 (deliberative democracy) が広く活性化される必要が生じることとなる。ただし、そのためには、熟議や決定の前提として、潜在的なリスクに曝される多様な関係者がスムーズに決定プロセスに参加できるための制度的・手続的条件を整備すること、ならびに、たとえそれが本質的に不確実性を帯びたものであろうと、入手しうるあらゆる情報が開示され、共有されること——それがまずは不可欠となるであろう。

(出典) 中山竜一「リスクと法」橘木俊詔・長谷部恭男・今田高俊・益永茂樹 (編)『リスク学とは何か』(岩波書店、2007年) 106～111頁。

ただし、出題にあたって一部省略や改変を行った箇所がある。

### 課題文③

環境問題における将来世代の時間的範囲の長大さは、現在世代と将来世代の関係が一般にもつ四つの性質を顕著なものにする。第一は影響の一方向性である。先行世代は原則として、後続世代が生存する社会環境・自然環境に対して正負両面の影響を及ぼしうるが、逆は真ではない。ただし例外的に、現在世代と生存期間が部分的に重複する近接の将来世代のみは、やがて同時代人として現在世代の一部に影響を与えるであろう。しかし、環境問題の利害関係者である膨大な数の遠隔な将来世代は、影響をまったく及ぼしえない。これは、世代間での互酬性の欠如とも言い換えられる。もっとも、ここで言う互酬性には、「酬」の原意から窺われる利益の双方向的付与だけでなく、“reciprocity”からは語源的に排されない害悪の双方向的賦課も含まれるという点に留意したい。

第二は同一性の依存性である。個人の生物学的同一性は、誰と誰の間にもどの時点で受胎が生じたかに左右されるから、特定の世代がいかなる構成員を含み、どのような規模となるかは、先行する各世代の選択に依存する。したがって、将来世代の構成員・規模は部分的には現在世代の選択に依存する。そして、われわれの選択に起因する子孫の生物学的同一性の相違の程度は、われわれからの時間的距離に比例して拡大してゆく。

第三は利害の多元性である。将来世代が語られるときにはともすれば、将来のあらゆる世代の利害が一致していると想定されたいうえで、その将来世代全体の利害が現在世代のそれに対置されがちである。しかし、環境問題の文脈では、異なる時点での将来世代の利害はしばしば衝突する。例えば、はるか後代の人々を害さないために、技術革新の第一次的目標を利便性の向上や価格の低減から環境負荷の減少へと転換するならば、現在世代とともに次世代にも何がしかの負担を課することになる。

第四は属性の不可知性である。一般に、先行世代は、後続世代の規模や、彼ら・彼女らがもつであろう主要な価値観・生活様式、芸術・科学技術、法的・政治的・経済的な制度などについて知ることができない。無論、比較的近い将来世代の状況の一部については、デルファイ法をはじめ種々の予測の手法がすでに開発されている。だが、予測は認識とは異なる。現在世代が自らについてと同じように子孫について知ることが、論理的に不可能である。そのうえ将来世代が遠くなるにしたがって、予測さえもいっそう困難となる。

以上四つの特徴は、それぞれどのような意味をもつか。影響の一方向性は、しばしば影響の双方向性を前提する現在世代内部の道德原理を直截に現在世代—将来世代間に適用することが困難であることを示唆している。世代間 (intergenerational) 関係は、世代内 (intragenerational) 関係とは多かれ少なかれ異なる道德原理を必要とするのである。同一性の依存性については、これが将来配慮政策の一群の正当化論を掘り崩すことを、後に示すつもりである。利害の多元性は、すべての将来世代の利害を一括して現在世代の利害に対置するという紋切り型の二元論図式の不正確さを警告している。属性の不可知性はかつて、将来配慮に反対する理由として援用された。われわれは、遠隔な子孫にとって何が善であるかを知りえないから、彼ら・彼女らは将来配慮の射程外にいるというのである。しかし、環境問題の文脈における将来配慮の主たる内容は、便宜の

積極的提供でなく危害の消極的自制だから、子孫について多くの情報は必要でない。彼ら・彼女らがどのような価値観・生活様式をもつかを認識しえなくとも、安全や健康を必要とするであろうと予想できる。もっとも、子孫の科学技術についてもわれわれは知りえないから、例えば汚染された土壌や河川を短期間に劇的に浄化する技術や、放射性物質の半減期を著しく短縮する技術が、遠い未来にはきわめて安価に利用される可能性を否定することはできない。未来の技術革新は、現在世代の将来配慮を徒労に終わらせるかもしれない。われわれは、将来配慮政策が水泡に帰するのを恐れて現在の環境破壊を放置するか、あるいは徒労に終わる可能性に気づきながらも抜本的対処を開始するかという選択を迫られている。いまだ生まれぬ人々を真剣に考慮するならば、前者でなく後者を選びとるべきだと私には思われる。

環境問題における将来世代への配慮一般から配慮の公共政策へと考察の焦点を絞りこむと、正当化の要請がいつそう強まる。その理由は一般的なものと特殊なものに分かれる。まず一般的には、公共政策はそれに同意を与えなかった個人をも拘束し、その一部は物理的強制力をもって強行され、多くの場合には市民生活に広範かつ顕著な影響を及ぼし、さらにその策定・実施の費用が徴税を通じて賄われる。これらの理由から、あらゆる公共政策は正当化を強く要求される。また、環境問題に特徴的な理由としては、先に触れたように異説はあるものの、将来世代と現在世代が調和型でなく衝突型の利害関係に立つという点が重要である。政府の第一次的配慮対象かつ費用負担者である現在世代が、将来世代のために自らの利益追求をなぜ抑制するべきであるかはただちに明らかではないから、正当化がいつそう強く求められるのである。

(中略)

現在世代は過去世代から、良好な生存環境や豊富な天然資源という自然的遺産を受け継いでいる。たしかに、環境破壊や資源浪費は古代から行われてきたが、しかし概括的に言えば、かつては科学技術が高度に発達せず、人口が爆発的に増加していなかったため、環境破壊・資源消費は局地的で緩慢なものにとどまっていた。そのため、過去世代は、意図することなく公正義務をおおむねはたしてきたと言える。現在世代は、生命を付与されただけでなく、自然的遺産を継承したという意味でも、過去世代から恩恵を受けている。遺産は悠久の昔から絶え間なく受け継がれてきたから、現在世代は近接の過去世代だけでなく遠隔な過去世代にも負っている。また、自国の過去世代に加えて、より少ない程度ではすべての他国の過去世代にも負っている。

ところが、われわれは人類史上はじめて、空前の規模で自然を破壊し資源を費消できる高度な科学技術を手にすると同時に、世界人口はこの数十年間に驚異的な速度で増加してきた。そこで、現在世代は過去世代と異なって、公正義務が求める将来世代への自然的遺産の引渡しを意図しつつ行動しなければならない。現在世代が自然的遺産を受け継いだ過去世代が、時間的に遠隔な祖先に及び、空間的にはグローバルな範囲の人々に広がっているとすれば、現在世代が遺産を引き渡すべき将来世代も、時間的に遠隔な子孫を含み、空間的にグローバルな範囲にわたると考えられる。現在世代が自然的遺産の引渡義務を負う以上、国民を代表する中央政府や住民を代表する地方政府は、将来配慮政策を行う義務を負うことになる。ただし、中央・地方の政府の第一次的

な配慮対象はあくまでも現在の国民・住民であるから、政府が将来配慮のために自国や地域社会の現在世代に重大な犠牲を強いることは許されない。以上のように素描される正当化論は、「公正」説と呼ぶことができる。

(中略)

では、将来配慮政策の下で、世代間責任の感覚はどのように発生し強化されてゆくだろうか。この問いに答えるためには、政策が自我にとってもつ意味をダイナミックな観点から探る必要がある。それはまた、政策が属する公共的なものと自我を中核とする私的なものとの関係の一端を照らし出すことにもなる。世代間責任の感覚が促進される方途としては、三つの相互排他的でない途が挙げられる。第一は認識である。地域社会での乱開発から地球温暖化にいたる環境破壊・資源消費の実態や、その破壊・消費からの便益を自分が生産者または消費者として日々享受しているという事実を知ることは、世代間関係の側面を含めて環境問題に関心を抱き、ひいては責任感覚を身につけてゆく第一歩となる。また、環境をめぐる世代間問題に関する言説に書籍・講演・会話等を通じて触れることや、中央・地方の政府、企業や他の消費者、NPO・NGOなどによる現在の取り組みの意義と限界を知ること重要である。さらに、幼少期からの環境教育が成果を上げるならば、長じてからも世代間責任の感覚が保持されるであろう。こうした情報の獲得に関わる政策上の課題としては、環境アセスメントの中立化・複数化、情報開示請求制度に限定されない情報公開制度の整備、環境教育の拡充などがある。

第二は習慣である。特定の時点で見ると、各人の関心や信条が行為を規定しているが、長期的には、各人の行為の累積が関心や信条を徐々に変容させてゆく。他方、行為の社会環境には、他者の行為や社会規範とともに公共政策が含まれる。公共政策は、公共的問題に対処するために義務の賦課や権能の付与を通じて市民や公務員の行為を先導するから、各人の行為は政策から少なからぬ影響を受けている。公共政策から行為への働きかけを受けて、新たな市民の行動パターンが発生し定着すると、やがてそれに適合的な市民意識が醸成されてゆくと期待できる。将来配慮政策も例外ではない。例えば、漸次的な脱モータライゼーションをめざす政策群が実施されると、市民の移動手段の比重が自動車から電車などに移り、日々の行動が与える現在の生態系へのインパクトや将来世代への長期的影響に対する関心が徐々に高まってゆくであろう。なお、こうした政策による働きかけは、自動車嫌いの人には苦にならず、また環境主義者の意に沿うものだから、不偏性に違背するようには見えるかもしれない。だが、不偏性は、政策の帰結ではなく正当化に対する要請であるから、政策が結果的に特定のタイプの市民に有利に、別のタイプの市民に不利に働いても、それが特定の自我観を根拠とせず正当化されうるかぎり、不偏性に反しないのである。

第三は参加である。政策の策定・実施の過程に積極的に参加するならば、環境に関する経験的データや現行政策の長短に関する大量かつ多様な情報を得られるだけでなく、参加した過程からの所産に自分も何がしかの影響を与えたのだという政治的有効感覚が高まる。それゆえ、将来配慮政策の過程への参加は、世代間責任の感覚を強化する方向に働くと思われる。政治参加の鼓舞

のためには、中央・地方の両レベルにおいて、公聴会の拡充やパブリック・コメント制度の実質化にとどまらず、熟議世論調査の導入なども検討されてよいだろう。

これらの方途を経て世代間責任の感覚が次第に強化されてゆく先には、世代間関係について責任ある自我をもつ人という一定範囲の望ましい個人像を展望できる。このような自我をもつ人々は、価値・利益・嗜好のいずれの面でも決して均質的ではなく多様であろうが、にもかかわらず将来世代への責任感を共有している。彼ら・彼女らがなしうる将来配慮への貢献は、少なくとも三つのチャンネルを通じて行われる。まず、公共政策は、多数の市民の受容なしには実効性をもちえず、その支持なしには安定しえず、その協なしには十分な効果を上げえない。責任ある自我の人は、将来配慮の点で劣った政策を批判し、より優れた政策には支持と協力を提供する。また、生産過程での環境負荷の低減に努める企業の商品を好んで購入するなど、環境保護面での企業の社会的責任（corporate social responsibility）に敏感な消費者ともなる。さらに、将来配慮を促進するサービス提供や将来配慮政策へのアドヴォカシー活動に従事する NPO・NGO に対して、積極的に参加や寄付を行う。これら三方向での貢献は、より根底的な貢献と相まって行われるだろう。それは、いかなる公共政策、企業努力、非営利活動が将来配慮により資するかをめぐる熟議に直接・間接に参加することである。責任ある自我の人々は、政治過程のみならず経済過程をも通じて、政府だけでなく企業や NPO・NGO をも通じて、そして所与の政策・活動への批判や協力にとどまらず新たな政策・活動の創出への関与をも通じて、現在世代が負う将来配慮義務をはたすことに貢献するであろう。

世代間関係について責任ある自我をもつ人は、公共的な関心と志向性をそなえた人だと言える。なぜなら、環境問題という巨大かつ複雑な公共的問題の複合体について、思考し発言し行動する人は、社会全体のいくつかの側面に対する関心を持ち、それらの側面での事態の改善を志向しているからである。そして、環境問題における世代間問題の空間的射程は、ローカル、ナショナル、リージョナル、グローバルにわたる重層的なものであるから、責任ある自我の人は、国境を越えた公共性への眼差しをもちうる。公共的なものの重要な一角を占める公共政策と、私的なものの中核をなす自我との螺旋的相互影響関係がダイナミックに展開して、公共的な関心と志向性をそなえた世代間責任感覚にもとづく市民行動が広がってゆくことが、現在世代が環境上の公正義務を効果的にはたすためには不可欠なのである。

（出典）宇佐美誠「将来世代をめぐる政策と自我」鈴木興太郎・宇佐美誠・金泰昌（編）『世代間関係から考える公共性』（東京大学出版会、2006年）74～76、82～86頁。

ただし、出題にあたって一部省略や改変を行った箇所がある。